

1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

2018年度のモニタリング調査は、POPs条約の発効当初から対象物質に指定されている10物質（群）^{注1)}のうちPCB類、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類^{注2)}、トキサフェン類^{注3)}、マイレックスの8物質（群）、2009年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）等においてPOPs条約対象物質として採択されたポリブロモジフェニルエーテル類^{注4)}、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）^{注5)}及びペンタクロロベンゼンの3物質（群）、2011年4月に開催された同条約の第5回条約締約国会議（以下「COP5」という。）においてPOPs条約対象物質として採択されたエンドスルファン類、2013年4月から5月に開催された同条約の第6回条約締約国会議（以下「COP6」という。）においてPOPs条約対象物質として採択された1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類^{注6)}、2015年5月に開催された同条約の第7回条約締約国会議（以下「COP7」という。）においてPOPs条約対象物質として採択されたポリ塩化ナフタレン類^{注7)}、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン並びにペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類^{注8)}の3物質（群）、2017年4月から5月に開催された同条約の第8回条約締約国会議（以下「COP8」という。）においてPOPs条約対象物質として採択された短鎖塩素化パラフィン類^{注9)}、2019年4月から5月に開催された同条約の第9回条約締約国会議（以下「COP9」という。）においてPOPs条約対象物質として採択されたジコホル及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）^{注10)}の2物質（群）並びに同条約の残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC」という。）において新規にPOPs条約対象物質とする必要性について検討されているペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）を加えた計20物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

（注1） 2009年度までは、POPs条約の発効当初から対象物質に指定されている物質のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）について各物質とも毎年度の調査を行っていた。2010年度以降の調査においては、調査頻度を見直し、一部の物質については数年おきの調査とすることとした。2018年度の調査では、POPs条約対象物質のうちクロルデン類^{注11)}、ヘプタクロル類^{注12)}、HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類^{注13)}、クロルデコン及びヘキサブロモジフェニル類の5物質（群）の調査は行わなかった。なお、2018年度に調査を行わなかった5物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

（注2） POPs条約では *p,p'*-DDT 及び *o,p'*-DDT が対象物質とされているが、本調査では環境中での分解産物である *p,p'*-DDE、*o,p'*-DDE、*p,p'*-DDD 及び *o,p'*-DDD を含めて DDT 類としている。

（注3） POPs条約では塩素化ボルナン及び塩素化カンフェンの工業混合物（約16,000の同族体又は異性体）が対象物質とされているが、本調査ではそのうち2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,10,10-オクタクロロボルナン（Parlar-26）、2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,9,10,10-ノナクロロボルナン（Parlar-50）及び2,2,5,5,8,9,9,10,10-ノナクロロボルナン（Parlar-62）の3物質を分析対象としている。